

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年大分県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の付表七（その一）及び付表七（その三）中「~~※~~」の次に「~~ノ~~」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
（改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙に関する経過措置）

2 改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第一号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第三十六号

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成十八年大分県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例施行規則

本則中「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に、「最大たい積時」を「最大堆積時」に改める。

第一条中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改める。

第二条中「掲げる施設」の下に「又は土地の区域内」を加え、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項に規定する要措置区域又は同法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域

四 土壤汚染対策法第十七条第一項の規定による汚染土壌の運搬に際し当該汚染土壌を一時的に保管する施設

五 土壤汚染対策法第二十二条第一項の許可を受けた汚染土壌処理施設
第三条の見出しを「（土砂基準）」に改め、同条第一項中「の安全基準」を「に規定する土砂基準」に改め、同条第二項中「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第四条第一項中「の水質基準」を「に規定する水質基準」に改め、同条第二項中「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

第七条中「第十一号」を「第九号」に改める。

第八条第二項中「第十条第一項第十二号」を「第十条第一項第十号」に改め、同条第三項第四号中「特定事業場」を「特定事業区域及び特定事業の用に供する施設」に改め、同項第五号中「特定事業場」を「特定事業区域」に改め、同項第七号中「特定事業場の区域」を「特定事業区域」に、「当該特定事業場の構造がたい積行為」を「堆積行為」に、「ものである」を「措置が講じられている」に改め、同項中第九号から第十二号までを削り、第十三号を第九号とする。

第九条第二号中「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

第十二条第一項第三号中「減少させる」を「増大しない」に、「の変更を伴わない」を「を増大しない」に改め、同条第五項中「特定事業場」を「特定事業区域」に改める。

第十四条第三項中「安全基準適合証明書」を「土砂基準適合証明書」に、「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第十五条第二項第三号中「特定事業場」を「特定事業区域」に改め、同条第五項を削る。

第十六条第一項中「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

第十七条第三項中「特定事業区域」の下に「（土砂等を堆積していない区域を除く。）」を加える。

第十八条第一項の表中「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

第十九条第一項中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同条第二項第三号中「特定事業場」を「特定事業区域」に改め、同項第八号中「特定事業場及び」を削る。

第二十条中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に改める。

第二十四条中「」の下に「又は環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号）別記様式」を加える。

第二十六条第一項中「特定事業場」を「特定事業区域」に改める。

別表第一のカドミウムの項中「K〇一〇二の五五・二、五五・三又は五五・四」を「K〇

一〇二・一三 一四・三、一四・四又は一四・五」に改め、同表の全シアン^{シアン}の項中「K〇一〇二の三八に定める方法（規格K〇一〇二の三八・一・一及びK〇一〇二の三八の備考一に定める方法を除く。）」を「K〇一〇二・二 九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五、九・六若しくは九・七の分析を行う方法」に改め、「付表一」の下に「（蒸留操作は装置にて行う。）」を加え、同表の有機燐^{有機燐}の項の測定方法の欄を次のように改める。

規格K〇一〇二・四 七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPN^{EPN}にあつては規格K〇一〇二・四 七・二・一、七・二・二・二及び七・二・五若しくは七・二・一及び七・二・六に定める方法（ただし、七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二・二に定める操作とする。）

別表第一の鉛の項中「K〇一〇二の五四」を「K〇一〇二・三 一三・二、一三・三、一三・四又は一三・五」に改め、同表の六価クロムの項中「K〇一〇二の六五・二」を「K〇一〇二・三 二四・三（二四・三・七を除く。）」に、「規格K〇一〇二の六五・二・六」を「二四・三・二」に、「K〇一〇七〇―七の七のa）又はb）」を「K〇一〇七〇―七の七のa）又はb）」に改め、同表の砒素^{ヒ素}の項中「K〇一〇二の六一」を「K〇一〇二・三 二〇・二、二〇・三、二〇・四又は二〇・五」に改め、同表のアルキル水銀の項中「排水基準告示付表三」を「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号。以下「排水基準告示」という。）付表一」に改め、同表のジクロロメタンの項から一・三―ジクロロプロペンの項までの規定及び同表のベンゼンの項中「K〇一〇二五の五・一」を「K〇一〇二五 五・一」に改め、同表のセレンの項中「K〇一〇二の六七・二、六七・三又は六七・四」を「K〇一〇二・三 二六・二、二六・三又は二六・四」に改め、同表のふっ素^{フッ素}の項中「K〇一〇二の三四・一（規格K〇一〇二の三四の備考一を除く。）若しくは三四・四」を「K〇一〇二・二 五・二及び五・三、五・二及び五・四」に、「K〇一七〇―六の六図二注記」を「K〇一七〇―六 六図二注記」に、「に定める方法又は規格K〇一〇二の三四・一・一c）」（注(2)第三文及び規格K〇一〇二の三四の備考一を除く。）に定める方法（「又は五・二（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン^{フェノールフタレイン}溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。」に、「環境基準告示付表七に掲げる」を「五・五に定める」に改め、同表のほう素^{ほう素}の項中「K〇一〇二の四七・一、四七・三又は四七・四」を「K〇一〇二・三 五・二、五・五又は五・六」に改め、同表の備考4中「K〇一〇二五の五・一」を「K〇一〇二五 五・一」に改

める。

別表第二のカドミウムの項中「K〇一〇二の五五・二、五五・三又は五五・四」を「K〇一〇二・三 一四・三、一四・四又は一四・五」に改め、同表の全シアン^{シアン}の項中「K〇一〇二の三八・一・二（規格K〇一〇二の三八の備考一を除く。以下同じ。）及び三八・二に定める方法、規格K〇一〇二の三八・一・二及び三八・三に定める方法、規格K〇一〇二の三八・一・二及び三八・五に定める」を「K〇一〇二・二 九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五若しくは九・六（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う」に改め、「付表一」の下に「（蒸留操作は装置にて行う。）」を加え、同表の有機燐^{有機燐}の項の測定方法の欄を次のように改める。

規格K〇一〇二・四 七・二・一及び七・二・三に定める方法

別表第二の表の鉛の項中「K〇一〇二の五四」を「K〇一〇二・三 一三・二、一三・三、一三・四又は一三・五」に改め、同表の六価クロムの項中「K〇一〇二の六五・二」を「K〇一〇二・三 二四・三（二四・三・七を除く。）」に、「規格K〇一〇二の六五・二・六」を「二四・三・二」に、「K〇一〇七〇―七の七のa）又はb）」を「K〇一〇七〇―七の七のa）又はb）」に改め、同表の砒素^{ヒ素}の項中「K〇一〇二の六一・二、六一・三又は六一・四」を「K〇一〇二・三 二〇・三、二〇・四又は二〇・五」に改め、同表の銅の項中「規格K〇一〇二の五二」を「K〇一〇二・三 一一・三、一一・四、一一・五又は一一・六」に改め、同表のジクロロメタンの項から一・三―ジクロロプロペンの項までの規定及び同表のベンゼンの項中「K〇一〇二五の五・一」を「K〇一〇二五 五・一」に改め、同表のセレンの項中「K〇一〇二の六七・二、六七・三又は六七・四」を「K〇一〇二・三 二六・二、二六・三又は二六・四」に改め、同表のふっ素^{フッ素}の項中「K〇一〇二の三四・一（規格K〇一〇二の三四の備考一を除く。）若しくは三四・四」を「K〇一〇二・二 五・二及び五・三、五・二及び五・四」に、「K〇一七〇―六の六図二注記」を「K〇一七〇―六 六図二注記」に、「に定める方法又は規格K〇一〇二の三四・一・一c）」（注(2)第三文及び規格K〇一〇二の三四の備考一を除く。）に定める方法（「又は五・二（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン^{フェノールフタレイン}溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。」に、「環境基準告示付表七に掲げる」を「五・五に定める」に改め、同表のほう素^{ほう素}の項中「規格K〇一〇二の四七・一、四七・三又は四七・四」を「規格K〇一〇二・三 五・二、五・五又は五・六」に改め、同表の備考3中「K〇一〇二五の五・一」を「K〇一〇二五 五・一」に改める。

別表第三を削る。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第8条関係)

(表)

特 定 事 業 許 可 申 請 書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

住 所
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例第9条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたので、下記のとおり申請します。

記

特 定 事 業 区 域 の 所 在 地	
特 定 事 業 区 域 の 面 積	m ²
特 定 事 業 の 目 的	
特定事業の用に供する施設の設置に関する計画	
現 場 事 務 所 の 所 在 地	
現 場 責 任 者 の 氏 名	
特定事業区域内の土壌の汚染状態についての検査の結果	
特定事業に使用される土砂等の量	m ³
土砂等の最大堆積時における土砂等の量(一時的堆積事業の場合)	m ³
特 定 事 業 の 施 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業が施行されている間において特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	
申請者が未成年者である場合にあっては、法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)	

第十五号並に「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」や「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」及び「抜すい」や「抜粋」及び「たい積行為」や「堆積行為」に改める。

この規則は、令和七年五月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県立学校の授業料等徴収規則の一部を改正する規則

大分県立学校の授業料等徴収規則（昭和三十四年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ただし書中「全日制の課程に係る授業料について」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

2 令和七年度に限り、知事が特に必要と認める者の授業料及び通信教育受講料の納期限は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、知事が別に指定する。

3 前項の規定による認定及び指定に関する知事の権限は、教育委員会に委任する。

第一号様式を次のように改める。

督促狀

年 月 日

聚

学校長

印

年度区分	年度
債権の名称	県立学校授業料
納付期限	年 月 日
債権金額	円

上記について、納付期限までに完納されていませんので、指定期限までに納付してください。

指定期限 年 月 日

*納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、債権金額につき以下の割合で計算した延滞金を別途納付してください。

納付期限の翌日から督促状の指定納期限までの期間	年7.3%
指定期限の翌日から納付の日までの期間	年14.6%

- (1) この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内、大分県知事に対し審査請求をすることができ、なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を結した場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります）、処分の取消しの訴えを提起することができ、なお、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審査請求を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ア 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注意 この督促状の到達前に既に納付済みの場合は、行き違いですのであしからず御了承ください。

備考 地方自治法第231条の3第1項の規定により督促する場合に使用すること。